

京都市消防関係手数料条例の一部を改正する条例（平成30年3月29日京都市条例第42号）（消防局予防部指導課）

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正により、消防法に基づく危険物の貯蔵所の設置等の許可に係る審査及び検査並びに保安に関する検査並びに高圧ガス保安法に基づく容器検査及び容器再検査に係る標準とすべき手数料の額が改定されることに伴い、京都市消防関係手数料条例の一部を改正し、当該審査及び当該検査に係る手数料の額を改定することとしました。

この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

京都市消防関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年3月29日

京都市長 門川大作

京都市条例第42号

京都市消防関係手数料条例の一部を改正する条例

京都市消防関係手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第1(3)の項中「530,000」を「570,000」に、「830,000」を「880,000」に、「1,010,000」を「1,070,000」に、「1,120,000」を「1,200,000」に、「1,420,000」を「1,520,000」に、「1,660,000」を「1,780,000」に、「3,880,000」を「4,070,000」に、「5,100,000」を「5,340,000」に、「6,290,000」を「6,490,000」に、「1,130,000」を「1,180,000」に、「1,340,000」を「1,410,000」に、「1,500,000」を「1,580,000」に、「1,830,000」を「1,940,000」に、「2,140,000」を「2,260,000」に、「4,350,000」を「4,550,000」に、「5,570,000」を「5,820,000」に、「6,770,000」を「7,070,000」に改め、同表(15)の項中「410,000」を「420,000」に、「540,000」を「560,000」に、「700,000」を「730,000」に、「920,000」を「960,000」に、「1,040,000」を「1,090,000」に、「1,600,000」を「1,660,000」に、「1,820,000」を「1,900,000」に、「2,030,000」を「2,120,000」に、「490,000」を「530,000」に、「630,000」を「680,000」に、「990,000」を「1,030,000」に、「1,310,000」を「1,410,000」に、「1,720,000」を「1,780,000」に、「3,320,000」を「3,430,000」に、「4,060,000」を「4,190,000」に、「4,650,000」を「4,800,000」に改め、同表(17)の項中「310,000」を「320,000」に、「430,000」を「460,000」に、「720,000」を「750,000」に、「960,000」を「1,020,000」に、「1,210,000」を「1,300,000」に、「2,950,000」を「3,150,000」に、「3,620,000」を「3,870,000」に、「4,170,

000」を「4,460,000」に改める。

別表第3(10)及び(11)の項中「180」を「160」に、

「

220円に内容積 が30リットルか ら10リットル又 は10リットルに 満たない端数を増 すごとに4円を加 えた額
220

を

「

210円に内容積 が30リットルか ら10リットル又 は10リットルに 満たない端数を増 すごとに3円を加 えた額
210

」

に、「90」を「80」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(消防局予防部指導課)